

公表用

7 建企第 1 3 4 号
令和 7 年 1 0 月 2 4 日

関 係 各 位

建設企画課長
(公印省略)

業務委託における旅費交通費の運用の改定について

このことについては、令和 3 年 8 月 3 1 日付け 3 建企第 2 5 0 号により運用していましたが、国の積算基準及び長崎県の『職員の旅費に関する条例』（以下、条例）の改定に伴い、一部運用の改定を行いましたのでお知らせいたします。

記

1. 改訂内容 旅費交通費の率を用いた場合の宿泊費等の積算方法について、定額支給から上限付き実費支給へ見直し

2. 積算方法 【起工時】

条例に準じた 1 泊あたりの宿泊費上限額に宿泊手当を加えたものに対して、積算基準書に基づき算出した宿泊日数を乗じた金額を計上する。

【精算時】

受注者より受理した宿泊費に関する領収書の写し等をもって、実費精算を行うものとする。ただし、宿泊日数と宿泊費の上限は下記のとおりとする。

●宿泊日数の上限

積算基準書に基づき算出された宿泊日数（なお、受注者の責によらず宿泊日数が増えた場合は、受発注者協議の上、上限日数を決定するものとする。）

●宿泊費上限額

条例に準じた上限額（宿泊場所が長崎県の場合、11,000 円）

（注）宿泊費上限額は、食事代を含め宿泊施設に支払う額を基に判断するものとする。

3. 適用 令和 7 年 1 1 月 1 日以降に起工する業務委託

4. そ の 他
- ・本運用を適用する場合は特記仕様書にその旨記載すること。
 - ・以下の文書は、本通知の適用に伴い廃止する。
- 令和3年8月31日付 3建企第250号
- 業務委託における旅費交通費の長崎県の新運用について

土木部 建設企画課 技術基準班
TEL：095-894-3025（ダイヤルイン）
E-Mail：kijyun@pref.nagasaki.lg.jp